

高知地方・家庭裁判所合同委員会（第19回）議事概要

1 日時

平成25年1月29日（火）午後3時から午後4時50分まで

2 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

甲斐芳郎，小泉武嗣，近藤善資，澤村富美子，
中村隆次，橋本晋，平出喜一，明神康喜

(2) オブザーバー

大橋弘治（刑事部裁判官），佃良平（刑事部裁判官）
小西孝雄（刑事次席書記官）

(3) 事務担当者等

河野恭司（事務局長），山崎晃（刑事首席書記官），
和田完（総務課長），植田雅之（総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

裁判員裁判について

(2) 模擬裁判員等選任手続

各委員に対しては，あらかじめ模擬の裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）等を送付しており，本番と同様の設営によって，模擬裁判員等選任手続を体験していただいた。

なお，事前質問票により辞退を申し出た委員を対象として，個別質問手続も実施した。

(3) 意見交換等（裁判員選任手続を体験した感想及び質問）

(委員 , 主に説明を担当した委員 , オブザーバー又は事務担当者等)

呼出状に同封されていた事前質問票に辞退理由の回答を書くのが難しかったです。また、個別質問を受けたが、質問手続では、説明した理由で辞退を認めてもらえるかどうか分からないまま終了したので、不安がありました。その場で結果を教えてもらえる方が良いのではないのでしょうか。

辞退の承認については、事前質問票で認められる場合には、お越しいただく必要がなくなったことを連絡しており、質問票の記載だけでは判断できない場合は、お越しいただいた上で個別に質問を行っています。辞退が明らかに認められる場合には、そんなに問題ありませんよという感じで質問手続を終えるようにしているところですが、結論を出すためには合議が必要であり、その場では判断を言えないという事情があります。

事前質問票の書式は、すごく丁寧に書いてあると思うのですが、仕事上の事情での辞退の理由について、他の人に代わってもらうことができるのかできないとか、著しい損害が生じるとかなどを厳密に問われています。しかし、ある人が交代することによって、本当にそんな損害が出るのであれば、その会社は存在することができないのではないかと思います。ここまで強い表現をされると、なかなかそれに該当すると書くことは難しいです。

職業が個人事業主の場合には、出席は難しいと言われると理解できるのですが、組織に属されている方の場合には判断が難しいです。例えば、トップの方はその代わりがないというふうに考えると辞退の承認はしやすくなりますが、補佐の立場だとどうかということになります。会社員の場合でも、特殊な資格を持っていらっしゃる方だと代替性がないと言いやすいかと思います。できるだけそのような事情を書いていたいただけるような書式 (事前質問票)にはしたいと考えています。

高知地裁で、書式をもう少し改訂することはできるのですか。

事前質問票の書式は、当裁判所でも随時改訂しています。もう少しこうした方がよいという具体的な箇所があれば、意見ををお願いします。

呼出状についてですが、「・・・手続を行いますので・・・までにお越しく下さい。」とあり、これだけを読むと受け手としてはいったいどういう制度の中で、どういう立場にいるのかが分からない。裁判員裁判制度というものが存在してそれが義務なのか権利なのか、裁判員の立場についての基本をもう一度説明していただいた方が分かりやすいし、質問票に対する回答も書きやすいと思います。例えば、大きな会社のあるプロジェクトのスタッフだと、本当にプロジェクトを抜けるとなれば多大な努力をしなければならないのに、それでも裁判員をやらなければならないという立場についての説明が欲しい。

今回の模擬選任手続は、具体的な事件について裁判員候補者として選定されたところから始めています。実際には、裁判員候補者名簿に記載された時点(11月中旬頃)で、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」を送らせていただいておりますが、そちらの方にも制度の御案内を入れております。今回はこれを省略したところからスタートしましたので、全体としての説明が不十分になったのではないかと思います。

ただし、裁判員候補者名簿への記載のお知らせに同封している説明冊子やパンフレット等についても、義務であることを明確にした記載が部分はないのが実情です。

今回の模擬選任手続では呼出状の時間は午後3時となっていましたが、実際の受付は30分前くらいからしているのですか。

実際の選任手続では、呼出時刻の1時間くらい前から職員が待機しております。

本日は、呼出時間の前から案内ビデオが流れていましたが、呼出時刻ぎりぎりに来ても構わないのですか。

候補者の方がお見えになられたら、ビデオを繰り返し上映しています。時間ちょうどに来られても構いません。

呼出状に同封されている書類は、一枚物が多くて、すぐにばらばらになってしまい、受付で呼出状を呈示する際に苦労しましたので、冊子形式にならないのかと思いました。

1回の裁判員裁判の選任手続で呼び出される人数は何人くらいですか。

名簿に登載された方からくじで選定する人数は、80～100人を選任します。名簿記載通知には、調査票を同封しており、70才以上であるとか学生であるとか定型的な辞退事由のある方は、その段階で辞退事由に該当すると記入した上で、返送していただいております。100人を選任したら辞退が認められる人に該当しないかチェックして、該当者には呼出状も送りません。したがって、例えば100人選定した場合でも、呼出状を送付するのは70人程度に絞られているということがあります。そして、この70人程度の方に呼出状を特別送達という方法で郵送し、その後は今回の模擬手続と同じ形式で手続が進行します。それから提出していただいた事前質問票を見て、呼出しの取消連絡をする方も相当数あり、当初選定された方の中から、実際に出席が求められる人の割合は、最高裁が公表しているデータでは35%程度（平成24年5月末までの数値）で、当庁でもほぼ同じような数値となっております。

例えば100人の方に呼出状を送ってどのくらいの方と意思疎通が取れるのかをお聞きしたい。また、いきなり呼出状を受け取って電話でいろいろ聞きたいという方がおられると思いますが、そういう方の受入態勢はどうなっているか伺いたい。

質問票に対する回答を送ってこられない方にこちらから電話連絡することはありません。また、回答書に記載されてある内容だけでは判断しかねる場合には、資料を追加していただいたり、内容を確認するために

こちらから連絡させていただくことはありますが、件数としてはそれほどでなく、例外的なものとなっております。

候補者の方から呼出状が届いたがどういう制度ですかといった問い合わせはよくありますが、裁判員係でお話を聞いて対応しております。

期間を限定、例えば、この期間は農繁期だからダメとか言う回答もありますよね。

調査票に、年間の二月までについて辞退を希望する月を回答をしていただく欄を作っております。この期間に合致している場合は、最初から呼び出さない取扱いとすることもあります。

選任手続期日に個別質問するのは、4、5名ですか。

全体で10人弱くらいの方に個別質問をすることが一般的です。

だいたいどの程度、辞退が認められるのですか。

辞退を希望された方については、事情を伺って辞退を認められることも多いですが、認められない場合もあります。裁判員になるのが「自信がない」とか「不安だ」とか言う方もいらっしゃるので、審理や評議のイメージをお話しして、御理解をしていただくこともあります。

今お話をお伺いすると、辞退が認められる場合のハードルが私がイメージしていたよりかなり低いと感じましたが、先ほど申し上げた事前質問票の質問内容を見ると、どう理解していいのかわかりにくいと思います。

実際の手続では、全体質問があって、個別質問をして、合議で決められると説明を受けましたが、個別質問を体験してみると、辞退が認められるかどうか、もう少し安心できるような工夫をしてもらいたいと感じました。

例えば、裁判員になるのが自信がないというのは辞退の理由にはなりませんので、「選ばれた場合には、よろしく願います。」などとお話ししています。辞退を認めるのが微妙な場合にも、「もしかすると選ばれるかもしれません。」という話はしております。確かに受け手側からすると

不安感はあると思うので、できる限り不安感を取り除く工夫は考えていきたいと思います。

私も、思った以上に、辞退が認められるハードルが低いと感じました。裁判員制度自体はかなり広まってきていると思いますが、名簿に登載された時点で基本的な説明会などを開いて、事前にどのような書類が届くとかの説明をするなどして不安感を除くようにすれば辞退者も減らすことにつながってくるのではないかと思います。

もう一つ気になったのは、補充裁判員に選ばれた方は、実際の審理に加わらず、裁判の経緯を見守る形になるのかと思いますが、例えば、評決の直前に何らかの理由で裁判員が欠員となり、補充裁判員の方が裁判員になられた場合に、「こんな質問をしたかった。」ということはないのか、あるいは、問題意識の非常に強い補充裁判員が非常に高い関心を持って傍観しているのに裁判員としての出番がなく裁判が終わる場合には、補充裁判員の意見とかは反映されないのですか。

補充裁判員の方は直接質問ができないので、審理の途中で疑問点があれば、代わりに質問をさせていただくことがあります。評議についても必要に応じて裁判長から御意見をお伺いしています。

基本的な質問ですが、裁判員名簿に記載されると裁判員候補者となるのは、1年限りなのですか。

名簿については毎年作成されますが、全く無作為なので2年連続で記載されることもありますし、2年連続で現実に裁判員に選ばれて裁判に参加された方も全国的にはいらっしゃるようですが、1回選ばれると、その後5年間は辞退が認められておりますので、その場合には、辞退されてもお受けいただいても構いません。また、定型的に辞退が認められる70才以上の方でも辞退されずに裁判員になれる方も中にはいらっしゃいます。

名簿記載通知の時に裁判員をすることが義務的な職務であるとか名誉で

あるとかの記載はされているのですか。

最初の名簿記載通知の時に裁判員をすることが非常に有意義であることや裁判員のイメージをきちんと伝えていかないとこの制度は成り立たないと思うので、抜本的な改正をお願いしたい。

質問票の辞退に関して、「著しい損害」という要件がありますが、どんな場合が著しい損害に当たるか判断するのは、非常に難しいです。例えば、組織であればどういう理由でこういった問題が生じるのかを具体的に説明していただけると判断できると思います。国民の方が裁判員をやりましょうと言っていたかかないとこの制度は決して成立しません。罰則で無理に拘束するようなシステムではありませんので、国民の皆さんには、この制度が良い制度だから続けていこうと思っていたかかないと成り立ちません。そういう意識をどれだけ国民の皆様を持っていたかというのは大切なことだと考えております。

裁判員制度が始まって3年以上が経過し、昨年12月に最高裁においてその検証結果が示されましたので、ホームページを御覧になっていただきたいのですが、裁判員を経験された方の95%の方が裁判員になって良かったという評価をいただいております。裁判員裁判が終わった後に共同記者会見をして報道もしていただいておりますから、マスコミの影響もかなりあるとは思いますが、最初に思っていたよりも参加して非常に良い体験になったと感じておられるのはありがたいことです。

暴力団関係の事件である場合、起訴状等にその旨の記載がされていますか。

起訴状には、よほど大きな特殊なケースを除き、そのような明示はされておりません。予断排除の意味もあると思います。暴力団員が対象の事件で裁判員候補者の方から選任手続の時点で不安感を訴えられることは、一般論としてあり得ないわけではなくて、そういう事案の場合には、必要な

警備体制を取っていることなどを話して理解を求めることとなります。

事案によっては、裁判員裁判から除外されることもあり得ます。

5 次回開催予定

(1) 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会（合同開催）

ア テーマ

成年後見制度について

イ 開催日

平成25年7月16日（火）午後3時

(2) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室